

## 「いまばり・みやうら海の駅」のご使用について

- 1) 係留する場合は、事前に電話連絡等による使用許可申請が必要となります。  
※原則入港日の10日前までに申請してください。  
※使用できる船舶は、クルージングによる観光又は休憩を主目的とする。
- 2) 使用料は、下記のとおりです。  
①入港料・・・係留1回総トン数1トンにつき1.1円  
②係船料・・・係留1回総トン数1トンにつき24時間までごとに1.1円  
※使用料の支払いは、入港時に担当者が現金徴収いたします。  
※都合により出港日時が早くなっても使用料の還付には応じられません。
- 3) 使用期間は、原則3日以内です。
- 4) 係留場所は、宮浦港第1棧橋の海から見て左側と第2棧橋の両側です。
- 5) 係留方法は、入船とし、係留船舶へのロングサイドは認められません。
- 6) 先に使用している船舶がある場合は、係留できないこともありますのでご了承ください。
- 7) 定期旅客船等の航行がありますので、入出港の際は十分注意してください。
- 8) 港内で発生した事故、トラブル、損害等の諸問題については、全て自己の責任において処理することとし、管理者は一切の責任を負いません。
- 9) その他不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

### ◎申請手続きの流れ

#### 【基本】

- ①事前の連絡 ⇒ ②使用申請書の提出 ⇒ ③入港・使用許可・係留 ⇒  
④使用料の支払 ⇒ ⑤出港

#### 【急を要する場合】

- ①事前の連絡 ⇒ ②入港・係留 ⇒ ③使用申請書の提出・使用許可 ⇒  
④使用料の支払 ⇒ ⑤出港

### ■連絡先（受付時間）

今治市 大三島支所 住民サービス課

TEL：0897-82-0500（平日8：30から17：00まで）

FAX：0897-82-0661